

2009年
全日本選手権フォーミュラ・ニッポン
統一規則

2009年3月27日改正

2009年3月27日施行

(2008年からの変更内容)

(2009年3月27日の変更内容)

第 1 章
総 則

第1条 選手権タイトル

全日本選手権フォーミュラ・ニッポンは、ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。

第2条 レースの走行距離および形態

1. 本統一規則でいう「レース距離」は、2009年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。
2. 本選手権競技会は、1大会1レース制、1大会2レース制、または1大会2ヒート制とする。
3. 本競技会のレース距離は、下記の通りとする。
 - 1) 1大会1レース制の場合は、最短110km、最長300kmとする。
 - 2) 1大会2レース制の場合は、各々のレースを最短110km、最長300kmとする。
 - 3) 1大会2ヒート制の場合は、1ヒート最短75km、最長180kmとし、合計300km以内とする。

第3条 適用規則

本選手権競技会には下記の諸規則、規定が適用される。

- － F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則（以下、「F I A国際競技規則」という。）
- － 国内競技規則およびその付則
- － 本選手権統一規則

一 競技会特別規則

第4条 競技参加者

本選手権に係わるすべての個人、団体ならびに組織は前記第3条に記されたすべての規則、規定を遵守することを条件に全日本選手権フォーミュラ・ニッポン競技会に参加することが許される。

第5条 公式登録

1. 本選手権レースに参加するすべての競技参加者は、別に定める手続き（本規則巻末参照）に従い、社団法人日本自動車連盟（以下、「J A F」という。）に公式登録申請を行わなければならない。また、申請内容に変更があった場合は、その旨速やかに届け出ること。
2. 当該公式登録申請に基づき各参加車両の競技番号（ゼッケン）が決定される（本規則巻末・競技車両番号の設定方法参照）。
3. 競技参加者は、最初に参加する競技会の遅くとも2週間前までにエンジンECUならびにすべての制御ロジックのピンロケーション、車体側配線図およびエンジン配線図をJ A Fに提出しなければならない。内容を変更した場合、変更して参加する競技会の遅くとも2週間前までにその変更内容をJ A Fに提出しなければならない。

第6条 選手権の成立

1. 選手権として認定された各レースは5台以上の車両がスタートしなければならない。5台に満たない場合、その選手権レースは成立せず得点は与えられない。
2. 年間に少なくとも3つの認定レースが成立しなければ選手権は成立しない。
3. 競技会終了後、その競技会が選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断された場合には、J A Fは当該競技会の選手権タイトルを取り消す場合がある。

第 2 章 大会告知

※本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則書に下記の各項目を明記しなければならない。また、特別規則の内容は本選手権統一規則の内容に相反したり、重複するものであってはならない。

第 7 条 競技会の定義および組織

2009年全日本選手権フォーミュラ・ニッポン第___戦「(競技会の名称)」は、国際自動車連盟 (F I A) および社団法人日本自動車連盟 (J A F) 公認のもと、F I A 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠した J A F 国内競技規則とその付則、2009年全日本選手権フォーミュラ・ニッポン統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い、国際格式競技として開催される。

第 8 条 競技会特別事項

2009年全日本選手権フォーミュラ・ニッポン第___戦

○競技会の名称： _____

○オーガナイザーの名称 (略称)： _____

－ 代表者： _____

－ 所在地： _____

－ T E L： _____

－ F A X： _____

○組織委員会

①委員長 _____ ④委 員 _____

②委 員 _____ ⑤委 員 _____

③委 員 _____ ⑥委 員 _____

(委員 3 名以上の氏名を記載)

○開催日程： 2009年 月 日 ()

○開催場所： _____

○参加申込：

－ 受付開始日： 2009年 月 日 ()

－ 締 切 日： 2009年 月 日 ()

－ 参 加 料： _____ 円

- 参加申込先： _____
- その他： _____
- サーキット：
 - 名称： _____
 - 所在地： _____
 - TEL： _____
 - FAX： _____
 - 長さ： 1周 _____ km
 - 周回方向： _____ 回り
 - レース距離： km (_____ 周)
 - スペシャルステージ実施の場合、その参加台数： _____ 台
- 最大決勝出走台数： 26 台
- 決勝レーススタート時刻： 2009年 月 日 () 時 分
- 車両検査：
 - 日時： 2009年 月 日 () 時 分
 - 場所： _____
- 車両保管場所： _____
- タイヤ： (オーガナイザーが指定する製造者名等を記載すること。)
(タイヤ交換が義務付けの場合は、その細則を明記すること。)
- 燃料： (オーガナイザーが指定する銘柄の性状表を記載すること。)
 - 供給場所： _____
 - 燃料補給方式： _____
 - ピット内の貯蔵 (方法と最大貯蔵量他)： _____
- 書類検査：
 - 日時： 2009年 月 日 () 時 分
 - 場所： _____
- ミーティング：
 - すべての競技参加者または競技参加者から文書で正式に指名された代理人 (1名) は、下記のミーティングに出席しなければならない。
 - 日時： 2009年 月 日 () 時 分
 - 場所： _____
- ブリーフィング：
 - すべてのドライバーは、下記のブリーフィングに出席しなければならない。
 - 日時： 2009年 月 日 () 時 分
 - 場所： _____

- 2ヒート競技を実施する場合の順位認定方法(第37条1. 1)もしくは2)のいずれかを明記): _____
- 審判員の判定内容:
F I A国際モータースポーツ競技規則第149条およびJ A F国内競技規則10-20の審判員の判定事項は次の通りとする。
- 1) 走路審判員:
F I A国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。
F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章2. に関する判定。
本規則第28条一般安全規定に関する判定。
- 2) スタート審判員:
本規則第27条スタート手順に関する判定。
- 3) ピット審判員:
本規則第32条ピット作業等に関する判定。
- 4) 決勝審判員:
本規則第35条レース終了に関する判定。
- 優勝者記者会見:
- 日時: 2009年 月 日 () 時 分
- 場所: _____
- 公式通知掲示板の場所: _____
- 賞 典:
- 授与の場所: _____
- 月 日: _____
- 賞典の細目: _____
- コース公認番号: _____
- J A F組織許可番号: _____

第9条 競技会主要役員

1. 競技会審査委員会: 委員長を含み3名で構成する。
①委員長: _____ (J A F 派遣)
②委 員: _____ (")
③委 員: _____ (組織委員会任命)
2. 競技長: _____
副競技長: _____
3. レスダイルクター: (任命する場合は義務と権限を本特別規則に明記すること。)
4. 事務局長: _____
5. コース委員長: _____

- 6. 技術委員長： _____
- 7. 計時委員長： _____
- 8. 医師団長： _____
- 9. 救急委員長： _____
- 10. 広報委員長： _____
- 11. その他の主要役員： _____

第10条 ピット／パドックエリア等の見取り図

正確な位置を図示しなければならない項目

- 1. スタートライン
- 2. コントロールライン
- 3. フィニッシュライン
- 4. 赤旗ライン
- 5. ピット進入ロードおよび出口ロード
- 6. 書類検査場
- 7. 車両検査場
- 8. パークフェルメ
- 9. ウェイニングエリア
- 10. ガソリンスタンド
- 11. ブリーフィング会場
- 12. ペナルティストップエリア
- 13. 競技会事務局
- 14. 競技会審査委員会室
- 15. 記者会見会場
- 16. 公式通知掲示板
- 17. メディカルセンター
- 18. ピットエリア（ピットエリアとは、ウェイニングエリア、ピットレーン、ピットガレージを含んだ範囲とする。）
- 19. メインフラッグタワー
- 20. その他

第 3 章 競技に関する基準規則

第 11 条 参加車両

1. 2009年 J A F 国内競技車両規則第 1 編第 13章 J A F フォーミュラ 3000 車両規定に適合した車両とする。

車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。

2. J A F が特に認めた車両。
3. 予備車両またはスペアカー等の使用は認められない。
4. 車体（シャシー）とは、サバイバルセル（モノコック）と定義し、シャシー製造者により貼付された「車体番号プレート」と車体に埋め込まれた「トランスポンド番号」により特定、識別されるものとする。
5. 参加車両のエンジンは、次の通り使用制限される。
 - 1) 各車両に搭載されるエンジンは、個有の識別番号が付され、封印を施して管理される。
 - 2) 各競技参加者は、同一のエンジンを連続して 4 大会使用しなければならない。
 - 3) エンジンの識別番号は、各大会の公式予選前日の定められた期限までにエンジン管理者によりオーガナイザーに届け出されるものとする。
 - 4) 大会期間中に届け出されたエンジンを交換する場合、競技参加者は、速やかにオーガナイザーに届け出ることとし、その場合には以下の措置が適用される。
 - ①公式車両検査開始前までのエンジン交換：
決勝レースのグリッド位置を公式予選結果から 10 グリッド降格される。
 - ②公式車両検査終了後、決勝レース当日のフリー走行終了後 1 時間までの間のエンジン交換：
決勝レースのグリッド位置を公式予選結果から 10 グリッド降格される。
 - ③決勝レース当日のフリー走行終了後 1 時間経過後、スタート手順開始までのエンジン交換：
決勝レースのグリッドは最後尾とし、且つ当該車両の当初のグリッドは空けたままとする。
 - ④決勝レーススタート後、次大会の公式車両検査開始までのエンジン交換：
次大会の決勝レースのグリッド位置を公式予選結果から 10 グリッド降格されるものとし、併せて当該大会において 1 回のエンジン交換を行ったものと見なされる。

ただし、当該大会の決勝レースにおいて、エンジン破損により本規則第 37 条に定める順位認定を受けることができず、且つ次大会においてエンジン交換を行う車両は、この限りではない。

⑤大会期間中、上記①～③のケースによる 2 回以上のエンジン交換：

決勝レースは、ピットスタートとする。

5) 公式予選日前日までに新たに使用する、または新たに使用したエンジンに製造上の瑕疵が発覚し、翌日の公式車両検査までにエンジンを交換した場合には、本条 4) ①および④の措置は適用されない。

6) 本規則第 24 条 1. 2) の公式予選を実施する競技会においては、本条 5) は適用せず、次の措置を適用する。当該公式予選に構成されるフリー走行において、新たに使用する、または新たに使用したエンジンに製造上の瑕疵が発覚した場合には、エンジンの交換が認められ、本条 4) ②の措置は適用されない。

ただし、当該フリー走行終了時刻から 1 時間以内に競技会審査委員会の承認を得て、再車両検査を受けなければならない。

6. 2009 年 J A F フォーミュラ 3000 車両規定第 4 条 エンジン 4. 4) エンジンの回転数の制限に明記されたオーバーテイクシステムは、夫々の決勝レースにおいて 5 回まで使用することができる。

第 12 条 排気音量

1. すべての車両は J A F 国内競技車両規則の「レース車両の排気音量規制」に従いその規制値を満足しなければならない。必要な場合は消音器を取り付けなければならない。
2. 消音器は競技会期間中（車両保管終了まで）に正規の機能を保持していなければならない。
3. 規制値、ならびに排気口と測定器間の距離は下記の音量対比表を参考に選択できる。

距離 m	音量レベル (規制値) d B (A)
3	1 1 0
2	1 1 4
1	1 2 0

参考 $PWL \doteq SPL + 20 \log r + 8$

PWL : 音源のパワーレベル

SPL : r m 離れた位置での音圧レベル

4. これ以外の測定方法を用いる場合は、その詳細を特別規則書に明記すること。
5. 特別措置

オーガナイザーは、特別規則に定めた場合に限り、J A F 国内競技車両規則第

4 編付則・レース車両の排気音量測定に関する指導要項の範囲内であることを条件に上記規制値を変更することができる。

第13条 タイヤ

1. 本選手権に使用するタイヤは、JAFの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
2. 競技会期間中を通じ、車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ（以下、「ドライタイヤ」という）は最大4セット（前輪8本、後輪8本）とする。
3. 各競技参加者は、公式車両検査までに上記4セット（前輪8本、後輪8本）すべてに競技車両番号およびタイヤ記号を示すマーキングを行うこと。競技会技術委員による公式車両検査の際のチェックが終了次第、各自が保管すること。マーキングを受けた4セットのタイヤは公式練習から決勝レースまで使用することができる。
ただし、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けた未走行のタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。
4. 競技会期間中を通じ、車両1台あたりに使用できるウェットタイヤは最大4セット（前輪8本、後輪8本）とする。
 - 1) ウェットタイヤ供給メーカーは、使用する溝パターンを2009年1月31日までにJAFに登録すること。
 - 2) 登録できるパターン数は、前輪用最大3つまで、後輪用最大3つまでとする。
5. ウェットタイヤの使用規定
決勝レースを除き、ウェットタイヤは、各々のプラクティスセッションにおいて路面がウェット状態であると競技長が宣言した時にのみ使用することができる。
6. タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止される。
7. タイヤ交換が義務付けられる競技会は、当該競技会特別規則にその旨明記される。
8. 上記以外のタイヤはピットエリア内に持ち込まないこと。

第14条 燃料

1. 本競技に使用される燃料は一般市販の無鉛ガソリンでオクタン価は最高102RONまでとする。
2. オーガナイザーは、燃料を指定しなければならない。その燃料の性状表は、競技会特別規則書に明記すること。競技参加者は、指定された燃料から1銘柄のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し空気を除き、その他の気体・液体・固体を混入し使用することは一切禁

止される。

3. J A F 指定の燃料検査が行われる場合、競技参加者は、必ずその指示に従わなければならない。

第 15 条 競技参加者およびドライバー

1. すべての競技参加者およびドライバーは、所属する A S N によって発給された国際ライセンスを所持していなければならない。
2. すべてのドライバーは、国際競技運転者許可証 B 以上の所持者とする。
3. ライセンスは参加申込時点で当該年度有効なものでなければならない。競技参加者およびドライバーはライセンスの資格停止期間中であってはならない。
4. J A F 以外の A S N に所属する競技参加者およびドライバーは F I A 国際競技規則第 7 0 条で定められた出場証明書を提示しなければならない。
5. ドライバーは自己のメディカルサーティフィケートを提示しなければならない (F I A 国際競技規則付則 L 項第 2 章第 1 条)。

第 16 条 参加申込

1. 参加申込締切日は、レース開催日の少なくとも 2 1 日以前までに設定されるものとする。
2. 競技会組織委員会は、国内競技規則 4 - 1 9 により競技参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付して J A F に報告しなければならない。
3. 競技参加者、ドライバーおよびチームクルーは、参加申込に際し国内競技規則 4 - 1 5 で定める誓約文に署名しなければならない。
4. 参加申込書は、参加料およびその他の書類を添えてオーガナイザー宛てに送付すること。
5. 参加申込書発送の証明は、受理の証明としては認められない。

第 17 条 ドライバーの変更

1. 参加申込が正式に受理された後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
2. ドライバーの変更が許される期限は、競技会初日の朝の参加確認時までとする。
3. ドライバー変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技会事務局長に提出すること。

第 18 条 車両の変更

1. 参加申込が正式に受理された後の車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
2. 車両の変更が許される期限は最初のプラクティスセッション開始 30 分前までとする。
ただし、これ以降に車体の変更を行う場合は、上記手続きと同様に競技会審査委員会の承認を得なければならない、最後尾グリッドからの決勝レース出走が認められる。
3. 車両変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料および必要書類を添えて競技会事務局長に提出すること。

第 19 条 競技参加者およびドライバーの遵守事項

1. 競技参加者は、自己の参加に係わるすべての者に、すべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 競技参加者は、競技会期間中、代理人を指名することができる。ドライバーが競技参加者を兼ねている場合は、代理人を指名しなければならない。指名された代理人は、当該競技に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない、且つ、当該競技会において複数の競技参加者の代理人となることは許されない。
いずれの場合にも、事前に文書にて競技会事務局に提出しなければならない。(第 25 条 3. 参照)。
3. 競技参加者は、競技会期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証しなければならない。
4. 競技会期間中、エントリーに関わるすべての関係者は、当該競技参加者またはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。
5. 競技参加者、ドライバー、チームクルーおよびゲストは、発行されたクレデンシャル等を常に正しく身につけていなければならない。
6. ペット類のパドックおよびピットエリアへの入場は禁止される。また、16 才未満の者は競技中のピットレーンへの出入りは禁止される。また、競技車両およびオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号標（ナンバー）を有さない車両等の使用は禁止される。
7. 競技参加者がピットと車両、あるいはその他の場所との連絡に無線機を使用する場合には、電波法および競技会特別規則に従って無線機を設置するものとし、あらかじめオーガナイザーに届け出て許可を得なければならない。この届出内容から逸脱し、電波法違反で取締りを受けた競技参加者に対しては、失格までの罰則が課せられる。

8. 競技参加者およびドライバー等のチーム関係者は、競技長によって待機の指示があった場合、もしくは事情聴取等を受けた場合は、指示があるまではサーキットを離れてはならない。やむを得ない事由により代理人を残す場合は、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
9. 指定された場所以外での喫煙は禁止される。
10. 参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動をとること。そして、相互に、または、競技役員に対して、攻撃的、または、侮辱的な言動を行うことは厳に慎まなければならない。

第20条 保 険

オーガナイザーは、保険（共済制度を含む）に関し、事前に下記の措置をとるとともに、その加入について最初に行われるプラクティスセッション開始前までに競技会審査委員会に報告しなければならない。

1. 観客に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2. 競技参加者に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびチームクルーに対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。
- 2) 競技参加者は、ドライバーおよびチームクルーが、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含み、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、チームクルーに対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを参加申込時に競技会事務局に申告しなければならない。

3. 競技役員に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。
- 2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを事前に競技会事務局に申告しなければならない。

第21条 書類検査

1. すべての競技参加者あるいは競技参加者が正式に指名した代理人およびドライバーは、規定により最初に行われるプラクティスセッションに先立って行われる書類検査のために、指定された場所に赴かなければならない。

2. すべての競技参加者およびドライバーは、ドライバーおよび競技参加者ライセンス、メディカルサーティフィケート、JAF以外のASNに所属するドライバーは当該ASN発行の出場証明書等の書類を書類検査時に提示しなければならない。
3. 競技会審査委員会により特別に許可が与えられた者を除き、検査に赴かない競技参加者やドライバーはすべてのプラクティスセッションおよび決勝レースに出場することは認められない。
4. すべての競技参加者およびドライバーは、オーガナイザーが指定する場所に下記のことを提示し、かつドライバーは走行する際に常に耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、バラクラバ、シューズ、アンダーウェア、ヘルメット、頭部および頸部の保護装置（HANSデバイス）およびシートベルト等を正しく着用しなければならない（FIA国際競技規則付則L項第3章参照）。
 - 1) クラッシュヘルメット
 (FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)
 頭部と頸部の保護装置（HANSデバイス）
 (FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)
 ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。
 - 2) 氏名および血液型のついた耐火炎レーシングスーツ
 (FIA公認のものに限られる)
 - 3) レース用耐火炎グローブ（FIA認定のものに限られる）
 - 4) レース用耐火炎ソックス（ " ）
 - 5) レース用耐火炎バラクラバ（ " ）
 - 6) レース用耐火炎シューズ（ " ）
 - 7) レース用耐火炎アンダーウェア（ " ）

第22条 競技会におけるメディカルコントロール

1. すべてのドライバーは、参加する競技会の参加受付の際に所定のメディカルシートを提出しなければならない。
2. 医師団長あるいは競技長は、必要と認めた場合いつでもドライバーの身体検査を行うことができる。
3. 医師団長もしくは、医師団長が指名する医師は、ブリーフィングに出席することができる。
4. 事故によりドライバーが負傷し、その治療・回復に24時間以上の入院が必要となった場合、競技会医師団長は、直ちに負傷の程度、診断および処置内容を詳細に記した報告書をJAFに提出しなければならない。

第23条 車両検査

1. 競技参加者やドライバーの書類検査とは別に、最初に行われるプラクティスセッションに先立ち公式車両検査を実施するものとする。その際、当該車両は出走可能な状態で公式車両検査を受けなければならない。
2. 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに検査を受けない車両の出走は認められない。
3. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。
4. 最初の車両検査は競技参加者およびドライバーの検査とは別に行うことができ、各チームに割り当てられたガレージ、またはその他の場所で行うことができる。
5. 競技車両番号（ゼッケン）は、F I A国際競技規則第17章に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリヤウィングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。
その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。
6. 車両検査合格後に分解または改変された結果、当該車両の安全性が低下するか、またはその適格性に疑問が生じた場合、あるいは事故に遭遇し同様の結果となった場合には、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
7. いかなる車両も、安全上の理由により出走を禁止される場合がある。
8. 競技長は、事故に遭遇した車両を停止し、車両の再検査ならびにそのドライバーの身体検査を求めることができる。
9. 各々の公式予選、スペシャルステージのセッションにおいて最高タイムを記録した車両と競技会審査委員会が無作為に選定した1台以上の車両は、各々の公式予選またはスペシャルステージが終了した後、直ちに車両検査を受けなければならない。公式予選が分割して行われた場合は、各予選グループ（第24条4.参照）ごとに最高タイムを記録した1台と、競技会審査委員会が各グループごとに無作為に選定する他の1台とする。
なお、各々の公式予選終了時点から当該車両検査の対象となる車両が選出されるまでの間、公式予選に参加したすべての車両に対する作業は、一切禁止される。
10. 各決勝レースまたは各ヒート終了後、少なくとも上位3台の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。
11. オーガナイザーは競技会審査委員会に報告し、車両検査の結果を公表するものとする。
12. 競技会審査委員会および競技会技術委員長は：
 - 1) すべてのプラクティスセッションの前後およびその途中ならびに決勝レース

- の前後に、車両またはドライバーの参加資格について検査することができる。
- 2) 車両検査中、車両の参加資格または適格性について確認するため、競技参加者に当該車両の分解を命じることができる。
 - 3) 検査中の車両に自己が必要と認める部品、見本およびエンジン ECU ならびに車体を含むすべてのデータの提出を求めることができる。
 - 4) 本条の権利行使に必要な一切の費用の支払いを、当該競技参加者に求めることができる。
 - 5) 疑義が生じた場合、競技参加者に対し規則に適合している旨を証明させることができる。
 - 6) すべてのプラクティスセッションの途中および終了後ならびに決勝レース終了後いつでも車両重量、車両寸法を点検することができる。
13. 本規定に違反した場合には、当該車両およびドライバーは失格までの罰則が課せられる場合がある。
14. オーガナイザーが自動計測用発信装置（トランスポンダー等）を用意している場合は、競技参加者は車両検査時までには車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーは失格となる。

第 24 条 プラクティスセッション（公式予選等）

1. プラクティスセッションは、公式予選、スペシャルステージおよび決勝レース当日のフリー走行で構成される。

オーガナイザーは、決勝レース出場車両の選抜およびグリッド位置の決定を行うため、下記からいずれかの方法を選択しなければならない。

下記 3) を選択した場合は、その参加台数を、特別規則書に明記しなければならない。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

 - 1) 45 分の公式予選を 2 回。
 - 2) 最少 30 分のフリー走行 1 回と 20 分の Q1、10 分の Q2、10 分の Q3 の 3 セッションで構成される公式予選を 1 回。
 - 3) 最少 30 分の公式予選 1 回およびスペシャルステージ。
2. 上記 1. 1) の公式予選 1 回目と 2 回目の間、1. 2) のフリー走行と公式予選の間、1. 3) の公式予選とスペシャルステージの間は、少なくとも 2 時間以上の間隔がなければならない。
3. 上記 1. 2) の公式予選は次のように行われる。
 - 1) Q1、Q2、Q3 のセッションは、10 分のインターバルをはさんで連続して行われる。
 - 2) 20 分間の Q1 では、すべての車両が出走することが許され、このセッション

ン終了時点で上位 **8**位と残りの台数の半数（小数点以下切り上げ）の上位車両は、その後のセッションに進むことが許される。次のセッションに進む車両が達成したラップタイムは **Q 2**におけるタイムとして採用されない。

3) 10分間の **Q 2**では、**Q 1**の上位 **8**台および残りの半数の台数が出走することが許され、このセッション終了時点で上位 **8**位の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次に進む上位 **8**台の車両が達成したラップタイムは **Q 3**におけるタイムとして採用されない。

4) 10分間の **Q 3**では、**Q 2**の上位 **8**台が出走することが許される。

5) 上記 **Q 1**、**Q 2**、**Q 3**における赤旗中断およびインターバル中においてコースアウトした車両は、自力で走行し自己のピットに戻った車両を除き、次のセッションに出走することは許されない。

6) なお、各セッションにおいて発生した事象に対する抗議および控訴の取り扱いは、最終セッションが終了するまで保留される。従って、抗議および控訴の提出（時間制限）は最終セッションから定められた時間内とする。

4. 上記 1. 3) の最少 30 分の公式予選終了後実施される、特別規則に明記された台数を対象としたスペシャルステージの実施要領は以下の通り。

1) 対象車両は出走を義務付けられる。ここでいう出走とはコースインを行なうことをさす。やむを得ず出走できない場合は、書面をもって競技長に届け出ること。

2) 出走順は公式予選順位の下位からとする。

3) 車両はタイムラグをにおいてピット出口よりコースインし、タイム計測を受けるものとする。

4) 周回数はコースインおよびクールダウンの周も含めて 5 周を上限とする。クールダウンあるいは車両故障の場合、ショートカットコースのあるサーキットでは、オーガナイザーはその使用を認めることができる。その際、ドライバーは他の走行車両と合流する可能性があること、優先権は相手にあることを認識し、ショートカット路を徐行しなければならない。

5) 天候の変化等による路面コンディションの差異は考慮しない。

6) 同一タイムの場合は、当該ドライバーが記録した夫々の次位のタイムをもとに順位を決定する。この方法で順位が決まらない場合は競技会審査委員会が決定する。

7) ラップタイムの計測を受けることができなかった出走車両は、計測を受けた車両に続く順位が与えられる（当該車両が複数の場合は公式予選の結果順に配列する）。

8) 不出走車両は、上記 7) の車両に続く順位が与えられる（当該車両が複数の場合は公式予選の結果順に配列する）。

- 9) 上記6)～8)により、スペシャルステージの結果を反映した順位が確定される。スペシャルステージに選出されなかった車両の順位は、公式予選結果通りとする。
- 10) 競技会事務局はスペシャルステージの進行スケジュールの詳細を、公式予選開始までに公式通知によって発表しなければならない。
- 11) オーガナイザーは、すべてのプラクティスセッションについて参加車両のラップタイムを計測し、公式データとして発表しなければならない。なお、スペシャルステージを実施した場合は、スターティンググリッド表には公式予選およびスペシャルステージ両方のタイムが記載されていること。
5. すべてのドライバーは、公式予選に参加・出走しなければならない（出走とは、コースインを行なうことをさす）。
ただし、上記1. 2)の公式予選では、セッション毎の出走制限が優先される。
6. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの総合1位のタイムの107%以内とする。**なお、上記1. 2)の公式予選では、Q1において達成された1位のタイムの107%以内とする。**
7. 競技長はコースの安全性の確保または、清掃、車両の回収のために必要な場合には、赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。公式予選中断の場合、予選時間の短縮は競技会審査委員会が決定する。このようにいずれかの公式予選が中断された場合でもドライバーおよび車両の予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。
8. 公式予選中に連続した**6**分間、黄旗もしくは赤旗の提示がなかった場合、当該セッションの終了時刻は延長されない。
上記**6**分間の確保ができなかった場合に限り、当該セッションの終了時刻は、5分延長される。
9. 公式予選中、または公式予選中断時に、何らかの理由により競技役員の手助けを受けピットに戻った車両は、公式予選の残りの時間内に再びコースインすることはできない。ただし、第28条2.におけるケースを除く。
なお、上記**8.**に関連して黄旗もしくは赤旗提示の原因と特定されたドライバーは、罰則の対象となる場合がある。
10. 各ドライバーのスターティンググリッドにおける位置を決定するため、公式予選中すべての周回を計時する。チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。
2台以上の車両が同タイムの場合には、最初に記録した車両が優先される。
なお、公式予選中、黄旗提示から撤去に至るまでの間に当該区間を走行した車両のタイムは、公式予選結果として採用されない。
11. 公式予選通過基準タイム達成車両が、26台に満たなかった場合、上記の予選

通過基準タイムを達成しなかったドライバーおよび公式予選に出走できなかったドライバーのエントラントは、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会に提出することができる。その際には、オーガナイザーからの推薦状を添えなければならない。競技会審査委員会は、エントラントからの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。

ただし、次の場合に限りそのスタートが許される：

- － すでに公式予選を通過した車両が除外されないこと。
- － それらの車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断されること。
- － それらのドライバーがすべての安全事項（サーキットの知識等）について保証されていること（当該嘆願書は、暫定結果発表後30分以内に大会事務局に対し提出すること）。

12. 決勝レースで適用されるピットエリア、コース上および安全に関する規則は、すべてのプラクティスセッションについても同様に適用されるものとする。
13. 決勝レース当日に少なくとも30分間のフリー走行の時間帯が設定されていること。なお、当該フリー走行終了後から最初の決勝レースもしくはヒートのスタート時刻までは、少なくとも2時間以上の間隔がなければならない。

第25条 ブリーフィングおよびミーティング

1. 競技長は、決勝レーススタートの遅くとも1時間前に競技会審査委員会の出席を得て、ドライバーを対象としたブリーフィングを開催する。
また、公式予選までに競技参加者を対象としたミーティングを開催する。
2. ブリーフィングは、全員が着席でき、騒音から離れた指定された場所において、当初発表された時刻通りに行われなければならない。
3. すべてのドライバーおよび競技参加者は、夫々、対象となるブリーフィングまたはミーティングに必ず出席し、かつ出席表に署名しなければならない。ただし、競技参加者が競技会に出席している場合でもミーティングのみ文書で代理人1名を指名することができる。なお、その代理人は、当該競技に有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。かつ、当該競技会において複数の競技参加者の代理人となることは許されない。文書は、少なくともミーティング開始30分前までに競技会事務局に提出すること（第19条2.参照）。
4. 上記3. に定めた者および競技会審査委員会が認めた者以外の出席は認められない。
5. 競技参加者は、自チームのドライバーの出席に責任を負うものとする。ブリーフィングに出席しないドライバー、ミーティングに出席しない競技参加者は、罰金の対象となる（遅刻または早退：30,000円以上、欠席：50,000円

以上)。

6. 競技長は必要に応じブリーフィングおよびミーティングを開催することができる。

この場合は適切な方法でドライバーまたは競技参加者に告知されるものとする。

- 7. ブリーフィング資料は、当該競技会審査委員会の承認のもと公式通知として発表される。**

第26条 スタートグリッド

1. スタートにつくことを許される車両台数は、最大26台とする。
2. 公式予選終了後に、決勝レースのスタートが許されるドライバーの一覧表（第24条11.により救済されたドライバーがいる場合は、それを含む）が公表される。

また、スペシャルステージを実施する場合は、スペシャルステージ終了後に、その結果を反映した最終予選順位一覧表が改めて公表される。

3. スタートグリッドは、遅くとも決勝レーススタート1時間30分前に発表される。

なお、2ヒート競技の場合の最終のスタートグリッドは、遅くとも各ヒートの1時間前までに発表される。第2ヒートのスタートグリッドは、第1ヒートの競技結果に基づき決定される。第1ヒートに出走しなかった車両のスタートグリッドは最後尾となり、該当車両が複数の場合のスタートグリッドは、公式予選結果に基づき配列される。

また、何らかの理由により第1ヒートが行われない場合、第2ヒートのスタートグリッドは、公式予選結果に基づき配列される。

4. 車両がスタートできない競技参加者は、決勝レーススタート2時間前までに2ヒート競技の場合は、1時間30分前までに競技長にその旨通知しなければならない。1台ないしそれ以上の車両が撤退した場合、グリッドもそれに応じてつめられる。

なお、何らかの理由によりポールポジションの車両が決勝レースに出走できない場合、ポールポジションのグリッドは空席のまま残しておくものとする。

5. 最終のスタートグリッド発表後、グリッドに着くことのできなかった車両の位置は空席のまま残すものとし、他の車両は各々のグリッドの位置に留まるものとする。

6. ポールポジションおよびグリッドの配列は次の通りとする。

- 1) 1大会1レース制および1大会2ヒート競技の第1ヒートにおいて、本規則第24条1. 1) および3) における予選方式を実施した場合のポールポジションは、公式予選またはスペシャルステージにおいて最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択す

ることはできない。

以下、公式予選結果あるいはスペシャルステージの結果により配列される。

- 2) 1大会1レース制および1大会2ヒート競技の第1ヒートにおいて、本規則第24条1. 2)における予選方式を実施した場合のポールポジションは、Q3において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。

以下、Q3、Q2、Q1の順で結果により配列される

- 3) 1大会2レース制を実施する場合のポールポジションおよびグリッドは、以下の通りとする。

①本規則第24条1. 1)の方式の場合、第1レースのポールポジションは、1回目の公式予選において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーは、それ以外のポジションを選択することはできない。以下、当該結果により配列される。第2レースのポールポジションは、2回目の公式予選において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。以下、当該結果により配列される。

②本規則第24条1. 2)の方式の場合、第1レースのポールポジションは、Q1において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。以下、当該結果により配列される。第2レースのポールポジションは、Q3において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することができない。以下、Q3、Q2、Q1の順で配列する。

③本規則第24条1. 3)の方式の場合、第1レースのポールポジションは、スペシャルステージにおいて最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。以下、当該結果により配列される。第2レースのポールポジションは、スペシャルステージの前に行われた公式予選において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。以下、当該結果により配列される。

7. グリッド上の列は、少なくとも8メートル以上離されること。

第27条 スタート手順

1. スタートはスタンディングスタートとする。

グリッドは、1×1のスタッガードフォーメーションで、スタート合図は灯火信号とする。

2. スタート手順に関する詳細は、ピット出口閉鎖時間およびピットスタートに関する手順を含め、特別規則または公式通知にて発表されるものとする。
3. ピット出口は上記2. で指定された時間に閉鎖され、その2分前に警告音によって合図される。2. スタート手順に関する詳細は、特別規則または公式通知にて発表されるものとする。
4. スタートの進行は、5分前、3分前、1分前、および15秒前を表示したボード（またはシグナル）により表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。
 - 1) 5分前ボード（またはシグナル）：

秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。ドライバーの車両への搭乗にかかわる作業を除き、コース上におけるすべての作業は禁止される。この時点までにグリッドに着けなかった車両は最後尾スタートとなる。ただし、競技役員の指示があった場合はピットに入ってピットスタートとなる（3. および6. 参照）。
 - 2) 3分前ボード（またはシグナル）：

ドライバー、競技役員およびエンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置を使用するチームクルー5名を除くすべての者はコース上から退去する。
 - 3) 1分前ボード（またはシグナル）：

ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、上記2)で明記したチームクルー5名は、下記4)に明記された15秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでにグリッドから退去し、コース脇へ移動しなければならない。また、フォーメーションラップが開始された後にコース上から退去すること。
 - 4) 15秒前ボード（またはシグナル）：

このボード（またはシグナル）の15秒後、グリッド前方で緑旗が振られ、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。グリッドを離れる際、すべてのドライバーは、コース脇に立つすべてのチームクルーを追い越すまでは徐行して進まなければならない。

このラップにおいて、スタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たなければならない。フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れてしまった車両は、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出した場合に限り、フォーメーションラップ中に自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。
5. スタートできないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両がフォーメーションラップを開始した後、上記4. 3)に規定されたコース脇のチー

ムクルーは、エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置を使用してエンジンの再始動を試みることができる。

ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。

上記方法によってもエンジンが始動しない場合は、競技役員に加え、必要に応じてコース脇にいたチームクルーが当該車両をそのピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所まで押して移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは競技役員が指示する他の安全な場所に入れることもできる。その後、チームクルーは、エンジン始動用外部エネルギー源または補助的装置を使用してエンジンを再始動させることができる。

6. 上記4. 4) に明記されたフォーメーションラップに出遅れた車両および理由の如何にかかわらずフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、先頭車両が自己のグリッドに着くまでの間に限り、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。

ただし、上記時間制限までに自己のポジションに戻れなかった場合は、グリッドの最後尾（ボードで示された地点）からスタートすることができるが、その車両は下記7. によるレッドライトが点灯する前までに停車していなければならない。万一、その車両がレッドライト点灯までに停車できないと競技役員が判断した場合、その指示に従い、低スピード（徐行）でピットに戻り前記3. で定められている要領で、ピットスタートを行うことができる。

7. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、夫々のグリッドにエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら直ちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターはレッドライト5秒前ボード（またはシグナル）を表示する。当該ボード（またはシグナル）表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめてレッドライトを点灯する。

通常、レッドライト点灯後、2秒以上3秒以内にレッドライトが消灯してレースがスタートする。（並列5灯式のスタート信号灯[FIA Race weekend light procedure で使用される信号灯等]を使用する場合のスタート灯火信号オペレーションは、別途定める。）

8. スターティンググリッドに帰着後、スタートできなくなった場合、当該ドライバーは腕を挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示し、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方における彼らの新しいポジション

- は、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。
9. 上記 6. または、8. において最後尾グリッドに着いた車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも当初のグリッドに戻ることはできない。
 10. 車両がフォーメーションラップ終了後にスターティンググリッドに着いた時点で何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。
 - 1) まだレッドライトが点灯していない場合は、赤旗が示され“START DELAYED” (スタート遅延) ボードがスタートラインに掲げられる。
 - 2) レッドライト点灯後の場合は、スターターはイエロー (またはオレンジ) ライトを点滅させ (レッドライトは点灯したまま)、“START DELAYED” ボードをスタートラインに掲げる。
 - 3) 前記 1) および 2) いずれの場合においても全車両のエンジンは切られ、スタート手順は 5 分前の時点から再開され、レース距離は 1 ラップ減らされる。
 11. 上記 10. 項を適用することが必要になり、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。
 12. 上記 10. 項の手順が 1 回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。
 13. スタート後、スターティンググリッドにおいて発進不能となった車両がある場合、競技役員は、直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。それでもエンジンが始動しない場合は、当該車両のピットまたは競技役員の指示による他の安全な場所まで押して移動する。距離が近ければピットレーン出口からピットまたは他の安全な場所に入れることもできる。その後、上記に示した場所でチームクルーが介入しエンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置によってエンジンを始動させることができる。

ピットおよびピットレーンでの押しがけは厳重に禁止される。
 14. 反則スタートを判定するための審判員が任命される。反則スタートが確認された場合、競技会審査委員会は、当該車両に対して罰則を課す。(第 44 条「罰則」参照)
 15. 決勝レーススタートの際、シグナリングプラットフォームには、許可された競技役員以外の立入りは禁止される。
 16. サーキットが閉鎖されるか、あるいは競技を続行することが危険とならない限り、雨天におけるレースは中止されない。
 17. このスタート手順に特例が認められるのは、下記の場合に限られる。
 - 1) 5 分前のボード (またはシグナル) が表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に雨が降りだした場合はスタートラインで“START DELAYED” ボードおよび“1 5 分” ボードが表示され、スタート手順は 1 5 分前の時点から再開される。もし必要であれば、上記 10. 項に定められた手順が認められる。

- 2) 決勝レースが迫っていて、かつコース上の水量が多くウェットタイヤでも安全上問題があると競技長が判断した場合には、競技長は“START DELAYED”（スタート遅延）ボードと同時に赤色地に“10”と記されたボードを表示することにより、決勝レースのスタートを遅らせることができる。

この赤色地に“10”と記されたボードの意味は、再スタート手順が10分遅れて開始されることを意味する。10分以内に天候の状況が回復したら、緑色地に“10”と記されたボードが表示される。緑色地に“10”と記されたボードの意味は、10分後に緑旗が表示されることを意味する。緑色地に“10”のボードが表示されてから、5分後にスタート手順が再開され、通常のスタート手順のボード（またはシグナル、つまり、5分前、3分前、1分前、および15秒前）が表示される。

しかし、赤色地に“10”のボードが表示されてから10分以内に天候の状況が回復しない場合には再度、赤色地に“10”のボードが表示される。これはスタート手順再開までさらに10分間延長されることを意味する。この手順は、数回繰り返される場合がある。赤色地にしても緑色地にしても“10”と記されたボードが表示されるときは常に警告音が放送される。

18. スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合がある。
19. 当初のスタート時刻は、13:00～14:30の間に設定されなければならない。
- ただし、2ヒート競技の場合はこの限りではない。

第28条 一般安全規定

1. すべてのプラクティスセッションおよび決勝レース中において、ドライバーは定められた走路のみを使用するものとする。
2. ドライバーが自己の意志に反して、またその他の理由により、やむを得ず車両を停止する場合には、当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して、他の車両の支障とならないように配慮しなければならない。ドライバー自身がその車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員がこれを援助するものとする。この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰したときには失格とはならない。
3. コース上におけるすべての修理は、車両に搭載されている工具や部品を使ってドライバーのみが行わなければならない。
4. ドライバーおよび特別の権限を持つ競技役員以外の者は、ピットおよびスターティンググリッドを除き停止車両に触れてはならない。
5. ドライバーは、コースに沿って車両を押ししたり、または車両を押し進めてフィ

ニッシュライン（決勝線）を横切ることはいできない。

6. プラクティスセッションおよび決勝レース中にやむを得ずまたはその他の理由により車両が停止した場合は、車載のスターターで当該ドライバーによってエンジンが再始動されなければならない。

決勝レース中に競技役員の援助によりエンジンが再始動した場合は、F I A国際競技規則付則L項に基づきレースから失格となる。

エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置はピットエリア、スターティンググリッドおよびペナルティストップエリアにおいてのみ使用することが許される。

ピットエリアでの押しがけは厳重に禁止される。また、後退ギアの使用も厳重に禁止される。

7. 競技長からリヤライト点灯指示が出された場合、すべての車両はそれに従わなければならない。また、当該ライトはいかなる場合においても常に機能しなければならない。
8. すべての車両は、当該車両規定に定められた安全規定を遵守しなければならない。
9. ドライバーは、コースを離れる場合あるいはピットに戻ろうとする場合には適時その旨を合図しなければならない、また危険がないよう確かめなければならない。車両を離れる場合、ステアリングホイールを取り付けなければならない。
10. レース終了の合図を受けたすべての車両は、定められたコースを通過して直接パークフェルメに進まなければならない、途中、停車したり、物を受け取ったり、リタイアしたドライバーその他を同乗させたり、あるいは援助（競技役員の援助が必要な場合を除く）を受けたりしてはならない。
11. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレーン通過速度（最高 60 km/h）を遵守しなければならない。この条項に違反した場合は、原則として競技結果に影響する罰則が課せられる。
12. 大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。

本条項の「危険なドライブ行為」とは、

- 1) 衝突を起こしたもの
- 2) 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- 3) 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
- 4) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
- 5) F I A国際競技規則付則L項第4章2. に違反したもの

等を指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。

13. 大会中に本条項に違反したドライバーは、厳しく罰せられる。

14. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に基づいた信号指示内容に精通し、それに従わなければならない。

第29条 ペナルティポイント

ドライバーは、F I A国際競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」2.（J A Fモータースポーツイヤーズブック参照）を遵守しなければならない。

この条項に違反し、危険走行と判定されたドライバーは厳しく罰せられる。

1. J A Fは、F I A国際競技規則第11章（罰則）および国内競技規則第11章（罰則）に従い、本規則第28条12. に違反した本選手権参加ドライバーに対し下記の措置を適用する。

- 1) 競技会審査委員会は、当該競技会において標記規則に違反したドライバーに対して罰則（訓戒・罰金・タイムペナルティ・失格）を決定したうえ、違反の内容に応じて下記の3段階の判定を必ず行い、競技会審査委員会報告書にその具体的内容を記載してJ A Fに提出しなければならない。

	ペナルティポイント
A : 故意または重大な過失による危険な行為 ……………	3点以上
B : 上記Aに属さない危険な行為 ……………	2点
C : 接触行為または、それに相当する行為 ……………	1点

- 2) 上記1) のペナルティポイントが一定の数に達したドライバーは、下記の罰則が適用される（ペナルティポイントはポイントを与えられてから連続する12ヶ月間有効となるため、その期間を過ぎたポイントは消えるものとする）。

- (1) 6ポイントに達した場合は、自動的に次大会の出場は許されない（出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される）。
- (2) 上記(1) の処分を受けた後に、4ポイントに達した場合は、次大会の出場が許されない（出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される）。
- (3) 上記(2) の処分を受けた後に、2ポイントに達すると、次大会の出場は許されない（出場停止がとけた時点から、そのポイントは消去される）。
- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
 - 2009年の本選手権の全戦の出場停止処分。
 - 2009年の本選手権のポイントの剥奪。
 - 2010年の本選手権の公式登録の拒否。

2. 出場停止処分の宣告は、国内競技規則11-10（出場停止（失格）処分の宣言）に従い、遡及して施行されることがある。

3. 当該条項に従い課せられたペナルティポイントに対する抗議・控訴は認められない。

第30条 信号表示

1. ドライバーに対しては、F I A国際競技規則付則H項に定める信号によって指示が与えられる。
2. 競技参加者は、そのドライバーに指示するためにF I A国際競技規則付則H項に規定された信号旗に類似した旗等を使用してはならない。

第31条 ピットインおよびピットアウト

1. コースから離れようとする、または、自己のピットもしくはパドックに戻ろうとするドライバーは、安全を確かめた上で、その意志を合図しなければならない。
2. ピットストップ後、安全が確認できた時にのみ車両をピットアウトさせることは、競技参加者の責任で行うこと。
3. ピット出口には、グリーン／イエロー（またはブルー）／レッドのライトが設けられる。

すべてのプラクティスセッション中はグリーンライトが点灯しているときのみコースインすることができる。

決勝レース中は、ドライバー当人の責任においてコースインするものとする。
イエロー（またはブルー）ライトの点滅は車両が近づいている合図である。

第32条 ピット作業、燃料補給およびタイヤ交換

1. プラクティスセッションおよび決勝レース中、車両がピットレーンの作業エリアに停止した際、登録されたチームクルーのうち、作業要員（燃料補給要員、消火要員、タイヤ交換を行う作業要員等）としてロリポップ要員を含め最大6名が同時に当該作業エリアに出ることが許され、車両の作業につくことができる。

ピットガレージ内において作業を行う場合の人数は、限定しない。

燃料補給を伴う作業の場合、すべての作業要員は、耐火炎スーツ、バラクラバス（目出し帽）、耐火グローブを着用すること。また、燃料補給要員、燃料補給の補助作業要員および消火要員はバイザーを閉じたフルフェイス型ヘルメットあるいはバイザーにかわり防災型安全災害メガネをつけたフルフェイス型ヘルメットを着用し、その他の作業要員は、防災型安全災害メガネあるいはバイザーを閉じたフルフェイス型ヘルメットのいずれかを装着すること。

2. シグナリングプラットフォームへ出られる人数は参加車両1台につき4名までとする。また、シグナリングプラットフォームにおけるグリッドマーシャルの職務範囲に固定的設備を設置してはならない。

3. ピット作業終了ごとに、チームクルーは当該ピット前に置いてあるすべての備品をかたづけなければならない。
4. ピットエリアでの後退ギアの使用は厳重に禁止される。車両が自己のピットを行き過ぎて停止した場合には、当該車両は自チームのチームクルーによってのみ押し戻すことができる。
5. 自己のピット作業エリアにおいて作業を行う場合は、車両のエンジンを停止しなくても良い。
6. 燃料補給はピットレーンの作業エリアを含むピット内においてのみ許される。また、タイヤ交換は、ピットレーンの作業エリアを含むピット内およびダミーグリッド上においてのみ許される。
7. ピットレーンの作業エリアにおいて発火を伴う装置あるいは高温を生じる装置の使用は禁止される。
8. 燃料をピットガレージ内に保管する場合には、競技参加者は最少容量 5 kg の消火器を 2 個以上準備し、正常に作動することを確認するとともに、燃料補給中は直ちに消火できるようチームクルーは消火器を構えて待機していること。
9. ピットガレージ内に保管されるすべての予備燃料は、3 気圧の圧力に耐える防漏容器に保管しなければならない。
10. 決勝レース中に燃料以外のすべての液体の補給は認められない。従って、それらの液体の補給は、決勝レーススタート前までに自己のピットにおいて行うこと。
11. プラクティスセッションおよび決勝レース中にタイヤ交換を行う場合、上記 1. に規定されたロリポップ要員を含め最大 **6** 名の作業要員は、同時に作業につくことができる。**ただし、安全性の観点からロリポップ要員は専ら車両の誘導に従事する。**タイヤ交換を行う作業要員は、平置き、または手で押さえられた状態での装着予定のタイヤをこれらの**ロリポップ要員を除く 5 名の作業要員**以外の者からの援助を一切受けることなく装着しなければならない。また、外したタイヤを地面に平置きの状態にしなければならない。他の者へ手渡したり放り投げる等の危険な行為は許されない。
12. プラクティスセッションおよび決勝レース中にピットレーンの作業エリアにおいて燃料補給を行う場合、燃料補給要員等は、以下の手順に従わなければならない。
 - 1) 燃料補給装置は、**2009**年 J A F 国内競技車両規則第 1 編レース車両規定第 3 章 10. 3) に規定されたものに限られ、必ずピットのサーキット施設に固定する等の転倒防止策を施さなければならない。また、その燃料補給装置は、競技会期間中を通じ、オーガナイザーが指定したピットレーンの作業エリアにおいてのみ使用が許される。
 - 2) 当該装置は、検査のため事前に競技参加者により技術委員に呈示されなけれ

ばならない。

- 3) 燃料補給中、ドライバーは自己の車両内にとどまることができる。また、エンジン停止の義務はない。
- 4) 燃料補給中に車両のサイドカウルを外してはならず、カウルのエア・アウトレットには燃料が飛散せぬよう保護策を講じなければならない。
なお、燃料補給に並行して他の作業を行うことは許される。
- 5) 燃料補給中、上記 1. に規定された最少 1 名の消火要員が各々内容量 5 kg 以上の消火器を持って、待機しなければならない。
- 6) 燃料補給中と補給が終了した後、燃料の漏洩がないことを充分確認し、もし漏洩があった場合には、これを拭き取る等、車両外部に燃料が残らないようにすること。
- 7) タイヤレンチ用エアホースおよび給油ホースのためのアームの高さは、アームに装着されたホース、看板および工具類を含め、ピット作業で使用する場合を除き、地面から 2.0 m 以上を確保すること。

第 33 条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

- 1) 中断の合図が出されたら、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。

そして全車は赤旗ラインの後方のグリッドまでゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらずスタガードフォーメーションで停止しなければならない。なお、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順に配列されるものとする。

もし、コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻るができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

上記のどの車両もレースを再開することを許可される。

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。

- 2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
 - － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入ったならば作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなつてはならない。
 - － レース中断のシグナルが出されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた場合を除き、給油は禁止される。
 - － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。
- 3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、レースが中断された後にピットレーンに進入したドライバーあるいはグリッドからピットレーンに車両を押されたドライバーには、レース再開後にドライビングスルーペナルティが課せられる。レース中断の命令が出されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両については、ペナルティを受けることはない。
- 4) レースが再開されたなら、ピットにいたすべての車両はピットを出ることができるが、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両は、レース中断後にピットレーンへ進入した車両に先駆けてピットを出ることができる。この場合、レース再開の5分前ボード提示後にオフィシャルカーの先導により1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、5分前ボードが提示された時点でピットレーンにいた車両に限られる。
- レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする車両はすべて、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。
- 5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：
- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備；
 - － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し；
 - － 天候の変化が確認された場合のホイール交換；
- ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

- 1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも10分前の警告が知らされる。
- 2) スタート再開前に、10分前、5分前、3分前、1分前、及び15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれのボード（またはシグ

ナル)も警告音を伴うものとする。

- 3) 5分前ボード(またはシグナル)が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード(またはシグナル)以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。5分前ボード(またはシグナル)提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、(5分前に)ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう制する。

5分前ボード(またはシグナル)提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

- 4) 1分前ボード(またはシグナル)が提示された後にエンジンは始動されなければならない。チームのスタッフはすべて、15秒前ボード(またはシグナル)が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。15秒前ボード(またはシグナル)が提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。グリッドを離れることのできる残りの車両が出発すると、競技役員が車両をピットレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。
- 5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。

セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。

- すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
- チームクルーがまだグリッド上の物を撤去している。
- さらに介入が必要な状況が重ねて発生している。

- 6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。

- 7) この周回の間での追い越しは、赤旗ラインを離れる際に遅れてしまい、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。

- 8) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、残りの車両がラインを通過した後も動かなかった場合、他の走行している車両を追い越してはならない。当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- 9) 審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、第44条6. 1) ①あるいは②のいずれかのペナルティが課せられる。
- 10) この周回の間は、F I A国際競技規則付則H項第2章5.セーフティカーj)、k)、1) およびm) が適用される。
- 11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。
- 12) 2ヒート競技の場合、本条項は、ヒート毎に適用する。

第34条 セーフティカー

F I A国際競技規則付則H項の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。

なお、以下の運用を認めることとする。

- 1) 決勝レース中のセーフティカー（SC）は、F I A国際競技規則付則H項に定められている通り、「ピットレーンからトラックに合流する」ことを基本としているが、スタート時および直後に発生した事故に対応するため、**1周回に限り**当該SCの待機場所を変更することが認められる。ただし、待機場所を変更した場合、オーガナイザーは関係者に対し公式通知およびブリーフィングによる周知徹底をはからなければならない。
- 2) 決勝レース中にセーフティカー（SC）により非競技化された際には、F I A国際競技規則に定められた「セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方に就き、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける（以下省略）」との手順を原則とするが、一度捉えた先頭車両がピットインした場合には、レースの状況を総合的に考慮し、競技長の裁量によりSCの直後を走行している車両を先頭車両と見做しレースを再スタートすることが認められる。

第35条 レース終了

1. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。

レース終了の合図（チェッカーフラッグ）は、先頭車両が全レース距離を走破

した時点で直ちに表示される。

レース距離が走破される前に2時間経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。(赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が2時間に達した時点で提示される。)

チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。

2. 万一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
3. また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース距離が達成された時点における順位に従って決定される。
4. チェッカーフラッグの表示を受けたすべての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。
5. チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。

第36条 車両保管

1. 順位認定の対象となるすべての車両は競技会審査委員会の監督の下に特別規則に示されたパークフェルメに入り、それらの車両は競技会審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場所に保管される。
2. パークフェルメへの出入りは担当の競技役員のみ許されるが、競技会審査委員会の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
3. なお、2ヒート競技の場合、第1ヒート終了後のパークフェルメは、競技役員から特別の指示がない限り、自己のピットレーンの作業エリアとする。第2ヒート終了後のパークフェルメは、特別規則に定める場所とする。また、第1ヒートからそのヒートの正式結果発表時間までは、一切の作業は禁止され、競技役員にて監視される。第1ヒートで破損や故障した車両については、他の競技車両と同様に車両保管解除までは一切の作業は禁止される。ただし、第1ヒート終了後直ちに、または、継続して作業を希望する車両は、第2ヒートにおけるピットスタートを条件にその作業を認める。

第37条 順位認定の必要条件

1. 第1位の車両は、規定距離を最短時間で走破した車両とし、すべての車両は夫々達成した周回数の多い順に、また同一周回数を完了した車両についてはフィニッシュライン（各々の最終のコントロールライン）通過順に順位を決定する。

ただし、最終周回タイムがポールポジションタイムの2倍を上回る車両については、これらのタイムは当該車両の走行距離算定にあたって考慮されない。

なお、2ヒート競技の場合、下記のいずれかの方法により順位を決定する。

- 1) 第1ヒートおよび第2ヒートの周回数と所要時間を合計した結果に基づき順位を決定する。
 - 2) 第1ヒートおよび第2ヒートの周回数を合算し、同一周回の場合は第2ヒートの結果に基づき順位を決定する。
2. 走行周回数が、優勝車両の走行周回数の90%（小数点以下切捨）に達しない車両は順位の認定を受けられない。
3. 万一、天候その他不可抗力の理由により、レースが通常の終了予定前に中止せざるを得ない場合には、第33条に定める手順に従うものとする。

第38条 デッドヒート（同着）

同着の場合には、同順位の競技者に対し、その順位と次位に与えられる賞とポイントを等分して与える。

第39条 賞の授与と記者会見

公式予選において、1位～3位となった車両のドライバーは、公式予選終了後、速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。

また、決勝レースにおいて、1位～3位となった車両のドライバーは、レース終了後行われる賞の授与（暫定表彰）に出席すること。表彰台における式が終了後、上位3名のドライバーは、速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。

第40条 得点の授与

1. 選手権得点は、所定の書式により予めJAFに公式に登録されたドライバーおよびチーム（エントラント）に対して与えられる。
2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバーおよびチームに与える得点は、下記の得点基準を適用する。

非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。

1) ドライバーに対する得点：

- (1) 得点は各認定レースの総合順位に基づき、下記の得点基準に従い授与される。
- (2) ドライバーは年間の各レースを通じて第11条に合致する車両であれば、異なる車両で参加しても得点が加算される。
- (3) ポールポジションを獲得した者に対し以下の通り得点を与える。

① 1大会1レース制の場合： 1点

② 1大会2レース制の場合： 夫々に1点

2) チームに対する得点：

- (1) チームに対する得点は、エントラントに対して与えられる。
- (2) 各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、上位2台分が得点対象となる。
- (3) 各レースの順位による得点は下記の得点基準通りとする。

3) 得点基準：

(1) 1大会1レース制の場合：

1位－	<u>10</u> 点	5位－	<u>4</u> 点
2位－	<u>8</u> 点	6位－	<u>3</u> 点
3位－	<u>6</u> 点	7位－	<u>2</u> 点
4位－	<u>5</u> 点	8位－	<u>1</u> 点

(2) 1大会2レース制の場合：

(夫々のレースに対して上記(1)の得点の半分とする)

4) 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い：

- (1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、選手権得点は与えられない。
 - (2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - (3) 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
- 5) ドライバーおよびチームが実際に選手権レースとして開催された競技会で得た得点は、すべて選手権有効得点として合計される。

第41条 選手権順位の認定

1. JAFは各選手権の最高得点者をフォーミュラ・ニッポンの全日本選手権保持者として認定する。
2. 複数のドライバーまたはチームが同一の得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。
 - 1) 高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、最終戦における得点をもって決定する。
最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点をもって決定する。それでも結果がでない場合は、さらにその前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。

3. 当該部門の選手権保持者および上位入賞者は年末に開催される J A F モータースポーツ表彰式に出席しなければならない。

第 42 条 競技参加者に対する指示および公報

1. 競技会審査委員会は F I A 国際競技規則第 6 6 条と第 1 4 1 条に従って、公式通知をもって競技参加者に指示を与えることができる。
これらの公式通知はすべての競技参加者に回覧され、場合により競技参加者は署名をもって受理の確認をする。
2. レースの順位および公式予選の結果、その他競技参加者に関する公報は、特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、競技会技術委員会、競技長、組織委員会、競技会事務局等の決定事項または公報、あるいは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。

第 43 条 規則の適用

1. 本規則および全日本選手権フォーミュラ・ニッポンに関する他の規定、または競技会審査委員会によって出された指示の解釈について疑義のある場合は、第 45 条に基づく抗議および控訴の権利を行使するか、または J A F が特別の決定をしない限り競技会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。
2. オーガナイザーが、ドライバー、競技参加者、または車両について、後日、競技結果成績に影響を与えるような検査を実施する場合は次の各項に従って行われる。
 - 1) 事前に競技会審査委員会の承認を得ること。
 - 2) 検査結果発表時期をオーガナイザーが明示すること。
 - 3) 検査結果により、競技結果成績の訂正があり得ることをオーガナイザーが公式通知で発表すること。

第 44 条 罰 則

1. 本規則の違反、および競技役員の指示の不遵守に対しては、F I A 国際競技規則第 1 1 章に定める手続きにより罰則が適用される。
2. 競技参加者は、罰金が課せられた場合には、その支払い義務を有する。
3. 本規則の解釈ならびに本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会における出席者の多数決によって決定される。
4. 罰則は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって競技参加者に対し迅速に通知される。
5. プラクティスセッション中の違反行為に対しては、「スターティンググリッドの

降格」等の罰則が競技会審査委員会によって課されるものとする。

6. スタート進行中を含めた決勝レース中に執行される罰則は、以下の通りとする。

1) レース中に課されるタイムペナルティは、次の2つとする。

①ドライビングスルーペナルティ：

ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ピットに停止せずにピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

②ペナルティストップ：

ドライバーは下記2)のボード提示後、ピットレーンに進入し、ペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして課せられた時間の間、停止した後、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。また、自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは、車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に、エンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置によって再始動することができる。

2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示す表示板、当該車両の競技番号を記入した黒の表示板がコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。

①反則スタート（ドライビングスルーペナルティ以上）

②黄旗無視等のH項違反（ペナルティストップ10秒以上）

③ピット作業違反（ドライビングスルーペナルティ以上）

④ピットレーンの速度制限違反（ドライビングスルーペナルティ以上）

⑤本規則第28条12. 違反（ドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。何れかの罰則に加えペナルティポイント）

⑥スタート進行中の違反行為（ドライビングスルー以上）

7. コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

8. 失格の場合には、当該ドライバーに対しても信号で伝達される。この目的のため、当該車両の競技番号を記入した黒の表示板と黒旗をコントロールラインで表示する。当該競技参加者またはその代理人も停止を指示する信号を当該ドライバーに表示すること。ドライバーが、なお停止しない場合には、追加の罰則が課せられる場合がある。

9. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、

その30秒に停止時間を加えたものとする。

- 2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項6. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。
 - 3) 決勝レース中に違反行為を行ったドライバーに対し上記1) および2) による罰則の適用が履行できない場合、競技会審査委員会は、次大会の「スターティンググリッド降格」等の罰則を課すことができる。
10. 本規則に罰則に関する明確な条項が規定されていても、必要な場合には罰則の追加を妨げない。
 11. 本条項に従い、「レース中に執行されたタイムペナルティ」および「黒旗の表示」に対する抗議・控訴は認められない。

第45条 抗議および控訴

1. 抗議は、規定の抗議料を添えて文書で競技長に提出するものとする。
競技参加者、または当該競技参加者が文書で正式に指名した代理人のみが抗議権を有する。
2. 抗議手続きは、F I A国際競技規則第12章に定められる。
3. 控訴手続きは、F I A国際競技規則第13章に定められる。
控訴にともないJ A Fの定める控訴料を提出しなければならない。
4. F I A国際競技規則第149条に従ってなされた審判員の判定に対する抗議はできない。(F I A国際競技規則第149条および第176条参照)
審判員の氏名は、公式通知にて発表しなければならない。

第46条 儀典条項

1. 特別規則書、公式プログラムの表紙、公式通知、競技結果成績およびポスターには、目立つ位置に全日本選手権フォーミュラ・ニッポンのタイトルおよび所定のロゴマークを、その側面にJ A Fのマークとオーガナイザー名およびそのマークを表示すること。
2. 公式プログラムには、エントラント名称、ドライバーの氏名のほか、その国籍、運転する車両の銘柄と型式を記載すること。

第47条 統一規則の変更

J A Fは年度途中においても本統一規則について、見直しを行う場合がある。
その内容は、全日本選手権レースブルテンで発表される。